

第十六回 参議院電気通信委員会會議録第七号

昭和二十八年七月六日(月曜日)午後一時五十分開会

出席者は左の通り。

委員長 左藤 義詮君
理事 島津 忠彦君
委員 久保 等君

委員

津島 壽一君
新谷寅三郎君
小林 孝平君
山田 節男君
三浦 義男君

政府委員

郵政省電気
通信監理官 金光 昭君
郵政省電気
通信監理官 庄司 新治君

事務局側

常任委員 後藤 隆吉君
常任委員 柏原 榮一君
常任委員 会専門員

説明員

日本電信電 堀井 剛君
日本電信電 吉沢 武雄君
日本電信電 田辺 正君
日本電信電 田辺 正君

本日の會議に付した事件

- 公衆電気通信法案(内閣送付)
- 有線電気通信法案(内閣送付)
- 有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案(内閣送付)

○委員長(左藤義詮君) 只今より委員會を開会いたします。

先ず最初に本日午前中の委員長及び理事打合せ会におきまして、配付いたしました資料の通り九日の公聴会の公述人を決定いたしましたので御報告申し上げます。

有線電気通信法案、公衆電気通信法案及び有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案を議題といたします。本日は特に料金値上案について説明を求めたいと思ひます。

○新谷寅三郎君 説明について一言注文したいことがあるのです。政府委員から御説明になりますときに、資料にはここには詳しくはないのですが、大体のことは私たちがわかつておるつもりですけれども、まあ基準年次から行きますと、本来の料金体系から、大体市内、市外というふうなものについてどうあるべきだという料金の建て方があつたはずなんです。それがまあ戦争中から戦後にかけて何回も値上げされたために、そういう体系が乱れてしまつて、本来の姿からいって非常に現在のこの料金というものが歪められた結果になつておるといふ結果、今日のように恐らく非常に倍率の多いところもあるし、或いは据置きになつた分もある。今度の改訂案が何といひますか、現在の料金制度だけから見るとアンバランスになつていふところが出て来ているんじゃないかと思ふのです。そこで御説明になるときにそういう点を考慮して頂いて、本来こういう姿であつた、又こうあるべきである、ところが数回の値上げの結果、こういうふうになつたと、これを今度は或る程度は正するんだというふうなことも附加して説明して頂くともつと明瞭になる。資料として若し頂けるなら、基準年次からずつとこちらのほうへ料金値上げがどういふふうに行われたかというふうなことをその都度、何年にこうなつた、何年にこうなつたというふうなことが一目してわかるような表でも頂いておくともつとはつきりすると思ふのですけれども、今日は資料がなければ、今申上げたようなことを頭に置いて、その都度その説明をしながらやつて頂きたいと思ふのです。よろしくごさいますか。

○政府委員(金光昭君) 承知いたしました。

それでは只今から今回の料金改訂につきましても具体的な説明を申上げたいたと存じます。只今新谷委員からのお話のありました基準年次から累次に亘ります料金改正につきましても各具体的数字につきましても、実は今日は資料を手許に持つて参つておりませんので、その点につきましても詳しい説明はできませんので省略させて頂きたいと存じます。今の御趣旨の線に沿うように説明の際には気のつきました点はあるだけ附加して御説明申上げたいと存じます。只今お手許に料金改訂案要綱というものを参考までにお配りいたしました。これにつきましても大体御説明申上げて行きたいと存じます。

先ず第一に、内国の電報料でございますが、内国の電報料につきましても、今回は市外電報料につきましても、今度の値上げをいたすことにはいたした次第でございます。而も市外電報料につきましては、基本料が現行十文字まで五十円になつておりますのを六十円に改め、累加料をいたしまして、そのあと五文字増すと十円のはうにつきましまして、これを据置きとすることといたしたわけでございます。あと電報につきましても、例えば無線電報であるとか、或いは新聞電報であるとか写真電報、模写電報等があるわけでございます。これらの料金につきましても、これは法律で定めます法定の料金ではございませんで、公社から郵政大臣に認可申請を出しました認可料金になつておるのであります。大体におきましては大むね一三%程度の、内国電報料と大体同じ程度の値上げを行うということを予定しておるわけでございます。そこで市内電報であるとか翌日配達電報或いは国際放送電報というふうなもの、これはこれを据置きといたすことといたした次第でございます。

内国電報につきましても、今回は只今申上げたように、基本料の十文字までの五十円を六十円に改訂するといふことにはいたしたわけでございますが、これによりまして、現在の電報の一通当りの平均字数が二三・五字でございますので、現在の現行料金におきましては、これは約七十八円、今回の基本料を十円値上げすることによりまして

八十八円。そこで値上率といたしましては約一三%ということに相成る次第でございます。一体それでは内国電報料金につきましても、こういう値上げをしたのはどういふわけかと申しますと、電報につきましても、御承知のように現在相当程度の赤字を生じておるわけでございます。昭和二十六年年度の決算によりまして、収入一〇〇に對しまして支出は一七七、年間の赤字が約五十六億圓ということになつておるわけでございます。電報の原価におきましては、人件費の占める比率というものが電話よりも高いということ、別に御説明を申上げる必要もないかと存するわけでありまして、こういうふうな関係で、昨年の十一月から更に給与ベースの改訂を行いました結果、この収支比率が二十六年度におきまして一七七%、或いは昨年の十一月の給与ベース改訂前の収支比率は一六〇%といつたものが、今度又急激に悪くなつて一四四%というふうな下降したわけでございます。そこでこういう経費を償ふ、収支相償うという面から見まして、電報におきましても独立採算的な見地からいいますれば、これは相当大幅な思い切つた値上げをしなければ到底この収支相償うといふことは望めないわけでございますが、併しながらそういうふうな大幅な値上げをするということにつきましては、一般公衆が電報というものを利用しておる。電話に比べてより広汎な利用者を持つ電報につきまして、そ

つた大幅な値上げをするということは如何かということ、それから一方そういったような大幅の値上げをいたしますと、電報につきまして競争関係にあります電報、殊に近距離の市外通話に移行する面が相当多うございます。又大幅の値上げによる利用減というものも相当見込まなければいけない。そういったことで必ずしも大幅の値上げをすることによつて所期の増収を確保するということも困難になるといつた面もございいます。これらの点をいろいろと勘案いたしまして、今回は電報につきましては、先般の一割値上案のときと同様の一三〇程度の値上げということにとどめた次第でございます。この電報につきましては、前に基準年次にどうであつたかということは御承知おきと存じますが、その当時におきましては、この現在の基本料の十字までが十五字になつておつたわけでございます。十五字までが三十銭であつたわけでありまして、それに比べますと、現在の物価の上昇率から見れば、今回の値上げをいたしたものに過ぎません。まだ多少割安だというようにも言えるかと存じますが、これらの点につきましては、先ほど申しました理由から今回は一三〇程度にとどめたわけでございます。

次に、市内の電話料金でございますが、市内の電話料金につきましては、度敷制の局とそれから均一制の局とこれを区別してお話を申し上げたいと存じます。

先ず度敷制の局でございますが、この度敷制の局につきましては、今回は度敷料を現行の五円から十円というふうに値上げをするということにいたしました次第でございます。それと同時に現在までの基本料金と申しますのは、電話を一度敷も使わなくとも当然この基本料だけは必ずこれを徴収するという建前にしておるわけでございますが、今回はこの基本料に最低度敷制の觀念を含めまして、一カ月の使用度敷六十度までの通話度敷を含めた基本料というふうな觀念にいたした次第でございます。そこで新しい最低度敷制を加味いたしました基本料プラスの度敷料というものが、現在の基本料プラス度敷料との程度の値上率になるかと申しますと、平均して申しますと五三〇ということになるわけでございます。

一体今回五円のものに十円にしたというのはどういふことからかういふふうな値上げにしたかと申しますと、先ず第一に、現在の度敷料の五円と申しますのは、他の通信手段であります書状、葉書等の郵便料金から見まして、又類似の交通料金等から見しても割安になつておるわけでございます。又一般物価なり或いは他の公共事業料金に比ししても、基準年度に対する値上率もこれも相当低位にあるということが言えるかと存じますので、今お配りしました資料の終りのほうにやはり参考として出ておりますが、昭和九年から十一年の基準年次におきましては、御承知のように度敷料三銭であつたわけでございます。その当時書状も三銭であつたわけでございます。葉書は一銭五厘、都電の料金は七銭である、そういったようなことでありましたが、現在におきましてはすでに書状は十円になつておる、葉書は現在五円である、こういったような他の郵便関係につきましては、基準年次に比べますと三百三十三倍といつたような指数を示しておるのに対して、現行の五円の度敷料で申しますれば、六百七十倍といつたような指数になつておるわけでございます。ただこの点につきましても、一挙にこれを十円に上げなくともいいじやないかというふうなことも、それから同じ度敷制の局でも、級局によつて度敷額に差をつけてもいいじやないかというふうなことも考えられますが、併しながら大きな局にしましても、或いは中くらいの度敷制の局にしましても、経費的に見まして度敷料に差をつけるということもなか／＼困難であります。又自動接続市外通話方式と申しますと、例えば東京の近所では川崎の局では、東京の加入者を呼ぶ場合におきましては、ゼロを廻してあと直ちに東京の六数字を廻せば、東京との間の市外通話ができるようになっておるのであります。これを自動接続市外通話方式と言つております。こういう所におきましては、通話の際におきましては度敷料は一度だけ上るわけでございますが、東京との市外通話の場合には、例えば川崎等におきましては、度敷料が三回廻る、市内度敷料の三倍というふうなことに現在相成つておるわけでございます。今もこれらの自動接続市外通話方式を採用しております局との関係におきまして、この度敷料に差をつけるという点、或いはこれらの度敷料を七円とか八円とかいふような半端に刻むということにつきましては、いろいろと技術的な面で困難性があるといつたような点で、今回一応この五円のものに十円にするということにいたしましたわけでございます。

係につきましては、基準年次に比べますと三百三十三倍といつたような指数を示しておるのに対して、現行の五円の度敷料で申しますれば、六百七十倍といつたような指数になつておるわけでございます。ただこの点につきましても、一挙にこれを十円に上げなくともいいじやないかというふうなことも、それから同じ度敷制の局でも、級局によつて度敷額に差をつけてもいいじやないかというふうなことも考えられますが、併しながら大きな局にしましても、或いは中くらいの度敷制の局にしましても、経費的に見まして度敷料に差をつけるということもなか／＼困難であります。又自動接続市外通話方式と申しますと、例えば東京の近所では川崎の局では、東京の加入者を呼ぶ場合におきましては、ゼロを廻してあと直ちに東京の六数字を廻せば、東京との間の市外通話ができるようになっておるのであります。これを自動接続市外通話方式と言つております。こういう所におきましては、通話の際におきましては度敷料は一度だけ上るわけでございますが、東京との市外通話の場合には、例えば川崎等におきましては、度敷料が三回廻る、市内度敷料の三倍というふうなことに現在相成つておるわけでございます。今もこれらの自動接続市外通話方式を採用しております局との関係におきまして、この度敷料に差をつけるという点、或いはこれらの度敷料を七円とか八円とかいふような半端に刻むということにつきましては、いろいろと技術的な面で困難性があるといつたような点で、今回一応この五円のものに十円にするということにいたしましたわけでございます。

でございます。その代りに只今申上げましたような、例えばこの最低度敷制を採用するといふようなことによりまして、できるだけ加入者の負担増加を輕少にとどめる、或いは級局間の、大きな局とそれほどでない局との均衡もこれで図るといつたようなことにいたしました次第でございます。なおこれと相対しまして、公衆電話料につきましても、経費及び度敷料との関係を考慮いたしまして、これもやはり十円にするといふこととした次第でございます。又現在基本料につきましては、住宅用の料金と事務用の料金というものを差をつけておるわけでございます。東京で申上げますれば、事務用の基本料は五百四十円を徴収しておるのに対して、住宅用につきましては現在三百八十円といふふうにしておるわけでございます。ところが今回は只今お話ししました最低度敷制を採用することによりまして、平均一カ月六十度までの度敷を基本料の中に含めることとした次第でございますが、現在の住宅用の一加入当りの使用度敷というものが大体平均一カ月六十度でございます。これを考えました際に、更に基本料につきまして、事務用と住宅用の差をつけるというところは、これはもう無意味であるといふことで、今回は度敷制の局に關しましては、従来の基本料におきまして事務用と、住宅用の差を撤廃するといふこととした次第でございます。

それからもう一つ、この度敷制の局につきまして改正いたしました点は、従来は大体通話度敷の多い電話をたくさん持つておられるような加入者においては、PBXを使用しておられるわけでございます。このPBXを使用され

ております加入回線につきましては、この回線一加入ごとに、基本料プラス更に基本料の五割の加算額を徴収しておつたわけでございます。ところが今回はこの度敷料を五円から十円にするといふことによりまして、高度の利用者といふものの負担が相当増大するといふことになりましたので、それらの点も加味いたしまして、今回の加算額を廃止するといふこととした次第でございます。これによりまして大口の利用者のかたの負担が、若しこの加算額をそのまま続けるといつた場合に比較いたしますと、或る程度負担が増えないといふことに相成るわけでございます。

以上が度敷制の料金の概要でございます。これによりまして、一応東京では、一体それでは具体的にどの程度の負担増になるかといふことを申上げますと、東京におきましては、現在基本料と度敷料を含めた平均の一加入者当りの負担は千八百六十円でございます。これは現在の東京の加入者の一日当りの平均通話度敷は八・八度でありますので、それをもとにして計算したわけでございます。ところが今回はその八・八度で計算いたしまして、而もPBXを使用してゐるようなかたにつきましては、先ほどの加算額を廃止するといふことを考慮に入れて計算いたしますと、二千八百三十円、そこで値上げによる負担の増加率といふものは約五二・二％といふことになるわけでございます。大阪はどうなるかと申しますと、これは約四五・五％といふ負担の増加になるわけでありまして、なお先ほど御説明するのを落しましたが、度敷制の局につきまして、現在一級局と申し

それから四級局、現在のいわゆる二級局以下につきましては、度数制の局については、平均の通話度数で見ますと、大体四二%乃至二九%の負担の増加ということに相成るわけでございます。それから均一制の局につきましては、例えば新しいこの五級局、従来の三級局で申しますと、度数制を実施しております局と、それから均一制を実施しております局とが、同じこの三級局の中にあるわけでございます。そこで、この同じ級局のうちで、度数制を実施している局と然らざる局との加入者の負担が著しく均衡を失するということでは困るわけでございますので、大体新しい五級局の度数制の局の加入者の平均の負担というものと脱み合

それから次に、市外通話料でございますが、この市外通話料につきましては、現在この近距離の区間の料金といえますものは、これに要します経費を割つておるわけでございます。そこで

それから即時、準即時区間の料金でございしますが、これは現在普通の市外通話料の三乃至六割増になつております。ところが今回東京、大阪であるとか、或いは東京、名古屋、大阪の三都市間におきましては、九月一日から即時通話の方式に変わるわけでございします。それと同時に、又そういう長い長距離でなく、近距離の即時、準即時区間のサービスを考へまして

通話料で申しますれば百六十円になっております。ところが現在は、日中におきましては、殆んど特急通話が全体の通話の五二%、至急通話が二〇%程度を占めておるような現状でございます。そこで特急でかけられるかたは、現在においては一通話におきまして三百八十円、至急でかけられるかたは三百二十円の負担をしておるわけであります。そこで今後は即時通話方式の採用に……、二百四十円の負担……

外専用料のほうは、只今のこの市外通話料の値上りだけでございまして、この市外専用料はそれ／＼普通通話料に對しまして、一般の専用電話につきましては、普通通話の二百倍、それから新聞報道関係につきましては、六十倍といったような倍率を定めておるわけでございますが、この倍率につきましては、これを変更いたさないということにいたしましたわけでございます。それと同時に、この市外専用料も、

方、又これらの近距離区間の交通機関であります電車、バス等の料金と比較いたしましたとしても、相当現在の市外通話料というものは安いというので、主としてこの近距離区間の料金値上げというものを主体として考えたわけでございます。現在のこの一番近いところの市外通話の距離は、現在十キロになつておるわけでございます。この十キロまでの料金が、現在七円になつておりますものをこれを十円にする、以下三百八十キロまでの区間につきまして、それ〴〵現行料金に十円だけを加算したものを新しい料金というふうにいたしましたわけでございます。三百八

聞低料制を取りまして、普通通話料と同額の百六十円ということにいたします。それから至急通話料だとか、特別至急通話、定時通話料、予約通話料、或いは予約新聞電話料につきましては、それ〴〵普通通話料に対する倍率を定めておるわけであります。例えば、即時至急通話は普通の通話料の二倍、特別至急通話は普通通話料の三倍といったような倍率を定めておるわけであります。この倍率につきましては、今回はこれを変更いたさないことにいたしておるわけでございます。それから、次に市外専用電話料でござ

それから次に、電信専用料でございますが、これは実は一昨年の十一月の料金改訂の際に当然なすべきものを事務的の下落のために値上げしなかつたという経緯もございますして、そのために線路の専用料というものが相当経費を割つておるのでございます。そのために今回は一般の専用の現行の一キロ当りの年額千八百三十円というものを二千九百三十円、六〇％程度値上げをする、で、これでもなお且つ経費を割つておるのでございますが、一挙に大幅な値上げも如何かと思はしまするので、その程度にとどめ、それと同時に機械の専用料は大体現在において

も経費を賄うに近いわけでございますが、これを据置く、そのために線路の専用料と機械の専用料と合せますと、電信の専用料の平均値上率は五〇％ということになるわけでございます。

それから市内の専用電話料につきましても、現在の料金が経費なり或いは加入電話の料金に比べて非常に低額でございますので、今回はこの普通加入区域内の回線の維持料を現在百メートル、月額二十五円になつておりますものを三十五円にする、電話機の維持料も現在月額百円のものに二百円にするというによりまして、線路と機械の維持料を合計いたしまして平均いたしますと、約五〇％の値上げということになるわけでございます。

なお、只今の新谷委員の御質問に必ずしもつたりとしたておるかどうか存じませんが、現在この電話の経費というものを市内と市外に分けた場合はどうなつておるか。それから料金が一体どう多くなつておるかということになりますと、大体経費から見ますと、全体を一〇〇といたしますと、市内にかかる経費が五二、市外が四八といったような比率になるわけでございます。ところが現在におきましてはそれが逆になつておりまして、市外の方が収入が多く、市内による収入のほうが少ない。今回の値上げをいたしましたも、なおかつ市外の方が五二で、市内の方が四八といったような、丁度経費とそれから収入とが逆のパターンになつております。これでも現在の料金と経費の面から見ますと、或る程度改善されて参つたわけでございます。これから見ますと、

ともつと市内の料金を上げて、市外のはうをもつと値上率を低くするといったような、経費の面ばかりから見ますとそういうふうな結論が出るわけでございますが、これは従来からの料金の構成というふうな点から、一挙にかかると変革をやるということもできないわけでございます。できるだけそういう経費の面というものを脱み合せて、漸次そういうふうなものに近からしめるということが必要かとも存じますが、それだけを要素にいたしまして料金の決定ということもいたしかねるわけでございます。今回の改訂案によりましては只今のような比率と相成つておるわけでございます。

一応極く簡単でございますが、御説明申上げました。
○委員長(左藤義詮君) 只今の説明について御質疑のおありのかたは、順次御質疑を願います。
○新谷寅三郎君 最後に御説明になりました市内と市外の比率ですがね、改訂案によつても、料金収入からいいますと市内が四八で市外が五二になるということですね。それはそれでいいのです。が、そうしますと、現行料金で行つた場合に、収入はどの程度になつておりますか。現行料金で行つた料金収入と市外はどのくらい、市外はどのくらい……。

○政府委員(金光昭君) 現行収入で参りますと市内が四五、市外が五五というふうになつております。
○新谷寅三郎君 大体わかりました。できれば今の料金引上げの旧年次からずつとこちらの、これも市外なんかは基準になるところをとつて頂いて、例えば十キロなら十キロ、百キ

ロ、二百キロ、三百キロという程度にとつて頂いて、どういうふうな変遷があつたかということですね、一つの表にして出して頂くと非常につきりわかるのですが、できませんか。
○政府委員(金光昭君) それは勿論でございます。

○新谷寅三郎君 できればそれを参考にして出して頂くと審議が非常に楽になると思いますが……。
○政府委員(金光昭君) 只今新谷委員のは基準年次からのよろしうございましょうか。昭和九年頃から……。
○新谷寅三郎君 それがいいと思ひますがね。あなたの御説明でも大体九年に比較しての御説明が多かつたようです。

○政府委員(金光昭君) それじやそういうふうな作りです。
○新谷寅三郎君 これはできれば電信、電話共に一表にまとめて頂いたら結構です。
○山田節男君 先ず内国電報の料金ですがね、今度十字を六十円にして十円値上げする。そうするとこれややつて大体何ですか、二十八年度以降の赤字は補填できるという意味ですか、今度の五十円を六十円に値上して……。

○政府委員(金光昭君) 只今御説明申上げましたように、現在の収支比率が一九四四になつておるわけでございます。して、今回の約一三〇程度の値上げをいたしますと、大体前の収支比率の一七七程度まで回復するだけでございまして、決してこれによつて赤字は大幅に解消するわけではございません。

○山田節男君 この十字を六十円で、五十円を二割上げたということになるのですが、こういう見方をしないで、最低料金が、曾つてもあつたように、十五字まで三十円ですから、十五字、十字でなくて十五字を単位として最低限度十五字の料金を取る。十五字まで打てば六十円だと、こういうふうなやり方をした計算をするときに、料金の値上げ問題でそういう研究をしてみたことがありませんか、十字の電報数が全体のどのくらい占めるか……。これはなぜそういうことを言うかという、アメリカでやはり電報料金を上げてくれという非常に問題がありまして、電報料金値上げができない。但し最低の字数だけのものを、十五字なら十五字として、それを何セントというふうにした。ですからあなたのほうで電報の扱い総数の中で何％が十字以下であるか、十字までの電報が占めているか。これから見て私は料金値上げの問題を考へるべきだと思ふのですがね。ですから十五字を六十円、併し十字でも六十円、こういうやり方も考えられるわけですね、現にアメリカでやつておる通り……。ですから今、昨年度でもいから、或いは半力年でもいから、十字以内の扱い電報数は全体の何％くらいかということ、わかりませんか。

○政府委員(金光昭君) 今日ここへ手許に資料を持つて来るのを忘れまして、私の記憶に間違いございません。全体の通数のうちの約一三〇くらいを占めておつたように思つております。

○説明員(吉沢武雄君) 只今山田委員の御質問でございますが、正確な数字は実はここに持つておりません。十字以内はたしか一四〇程度と記憶しております。勿論私も監理官のいろいろな御指示を得まして、料金の改訂につきましましていろいろ案を作つてみたのであります。御指示のごとく十五字にしてみました、或いは十字の据置にしまして、累加料が幾らというふうなことを比較しますと、結局電報は料金を値上げするということになります。利用の減が相当多いのじやないか、現在年々収入におきまして二〇以内それが減つておりますのは、電報のサービスがよくなつて参りまして、至急とか照会電報というふうな附加料金の電報が少なくなつております。このことを考へまして、現在におきましては先ず電報の利用減というものを生じない程度はこの辺じやなかろうかというふうな思つております。

○山田節男君 そうすると、今の監理官が言われることだと、今度五十円を六十円にして二十六年年度の決算に現われた収支比率の一七七というところは、結局それでもなお七七は赤字だということになるわけですね。そうするとその七七というこの電報取扱については、公社になつてこれはもう仕方ない赤字の最低率、こういうふうに見て、この部分は総体から言へば電話料金なんかでカバーする、こういう御趣旨で七七という赤字ですね。収支比率の一七七まで返せばいいというこれは意味だというふうな言われるのですか。そうすると、この一七七の比率はそれ以上によくらんわけですね、電報料金の収支から言へば、公社全体の経営から言へば、どういふものであつた五十円を六十円にして収支比率一七七でいいという結論になられたのか、その根拠ですね。

○山田節男君 この十字を六十円で、五十円を二割上げたということになるのですが、こういう見方をしないで、最低料金が、曾つてもあつたように、十五字まで三十円ですから、十五字、十字でなくて十五字を単位として最低限度十五字の料金を取る。十五字まで打てば六十円だと、こういうふうなやり方をした計算をするときに、料金の値上げ問題でそういう研究をしてみたことがありませんか、十字の電報数が全体のどのくらい占めるか……。これはなぜそういうことを言うかという、アメリカでやはり電報料金を上げてくれという非常に問題がありまして、電報料金値上げができない。但し最低の字数だけのものを、十五字なら十五字として、それを何セントというふうにした。ですからあなたのほうで電報の扱い総数の中で何％が十字以下であるか、十字までの電報が占めているか。これから見て私は料金値上げの問題を考へるべきだと思ふのですがね。ですから十五字を六十円、併し十字でも六十円、こういうやり方も考えられるわけですね、現にアメリカでやつておる通り……。ですから今、昨年度でもいから、或いは半力年でもいから、十字以内の扱い電報数は全体の何％くらいかということ、わかりませんか。

○政府委員(金光昭君) 只今の山田委員の御質問でございますが、勿論我々もいたしまして、電報の料金についてもできるだけ合理的な料金を設定するということを理想とするわけでございますが、只今御説明申し上げましたように、又公社の吉沢局長からお話いたしましたように、電報の現在の通数の伸びというものが殆んどないのでございまして、現在大幅にこの料金を値上げいたしました。所要の増収を得られるかどうか非常に疑問であるという面もあります。併しながら決して我々もいたしましてこの電報の現在の収支比率をいままでもこれでいいと思つてゐるわけでもないわけでございまして、一方におきまして電報事業の合理化につきましては、公社において鋭意これは努力中でございます。例えば電報の経費のうちで最も大きな経費を占めておりますのは人件費でございます。そのうちで通信を送るために、送達のためにかかつております人手をできるだけ少くするために、電報の中継を機械化するというようなことを現在すでに着手して五カ年計画でやつておるわけでございます。これらのものが完成いたしますれば、電報の中継に要します人手というものが、それだけ節約になるわけでございまして、電報の経営の合理化についての一つの方策と考えてゐるわけであります。こういつたような電報事業の経営の面からの合理化ということについては、只今一例として申し上げましたが、それ以外にもできるだけそういった面の節約ということを考えて行くということが一つだと考えます。で、一方

収入の面につきましては、只今申し上げましたように、現在の状態ではまずまずこの程度にとどめておくのが妥当ではないかと思つておるわけでございます。將來におきましては、電報の利用状況も考え併せては、電報の経費を少からしないようにいたす必要があるのではないかと考えております。

○山田節男君 これは公社としたりやは電報料金、それから電話料金というものは、これはそれ／＼項目が違つたものでありますから、経理上においては勿論別個であります。但し経営全体から考えれば、電報の部分は宿命的に赤字である。電話の面は黒字になる。そうすると、黒字、赤字の部面両方が相待つて、相殺して経営全体の経理をする。これは考えられると思ひます。

ただ私がお聞きしたのは、昭和二十六年年度の決算における収支比率が一七と一七の七の程度に保たれて、今度六十四にして一七七の程度に保たれて、それから成るほど今電電公社としての電報の配達については、電話のある所では宅達並に配達の代りに電話でいわけの配達をしてゐるのですから、これは便利な部面もあるわけですが、いわゆる不便な部面もあるわけでありまして、そうすると、機械化ということによつて、今二十六年年度の決算として現れてゐる一七七の収支比率というものを、そういふその他機械化によつて次第に二年、三年、四年というふうなたてば、人件費等において節約し得るという程度がはつきりした数字が、正確なものとはなかく、大体の見通しというものは付けて、今回の五十円を六十円にされたものかどうか、これを確かめておきたい。これは経営者としてはそうなるだ

ろうということではなくて、一七七という収支比率を、今の電話のある所では電話によつて配達する、これは現に行われてゐるわけですか。そういう趣旨でやつておられるわけですか。その他機械化によつて成るべく経費を省いてその収支比率を五〇、四五、三五にしてやるといふお考えですか。それでない、経営者としては本當にその場限りになる。

○政府委員(金光昭君) 只今山田委員のお話のように、具体的に五カ年において、電報事業に幾らの合理化ができていくというふうな具体的な数字を細かく計算いたしまして、それから今回の値上げは、これで大体五カ年後において収支一致するといつた、それほどの厳密な計算の下には行つておりません。それから一方電話の料金につきましては、これは以外に日本の地域を二つなり、三つの地域に分けた大区域制の料金制度をとつたらどうかという御意見もあるわけでございますが、これらの点につきましては、今回の値上げにおきましてはまだ十分に研究の結果が出ておりませんので、将来の研究問題といたしたわけでございまして、今回の値上げにおいては、従来同様に全国均一の料金制度を今回取りあえず採用する、将来の又研究問題にこれは残したのでございまして。

○山田節男君 そのことは何といひますか、都会地は今のよう電話とか、或いは集団地区ですとか割合人件費がかからない。ところが今言われたような島とか、山の天辺であるとか、往復に少くとも三時間も四時間も要するといふ所があるわけですが、これはなかなか機械化することとは、これは

は自転車にするか、スクーターにするか、そういうことはあり得るわけですが、この合理化という意味が……電報はさつきおつしやつたように、これはもう赤字といふのは私は一つの宿命だろつと思ひます。こういうものを背負つていらつしやるのだから、何かでカバーしなければ、経営者としての一つの痛になる、現在も痛になる。ですから五十円を基準とすれば、二割しか上げてゐない、併し度数制においては十割上げる、こういう内国電報においては二割、それから市内電話の度数制においては十割、その比率が二割と十割になつておる。ですから先ほどおつしやつたような収支比率を二十六年度決算の一七七にこれを保つために六十円にしたのだと、こういうことですが、従つてこの一七七といふものは、機械化、合理化によつて更に何年かのうちにはこれを収支償われるとおつしやるけれども、これは私は又新しい事態が出て来て、必ずこのままで行つたら赤字といふものはなくなると思ふ。ですからあなたのおつしやつたように、料金を地域によつて違へるといふことも、これは国営でなく公社になつてペイするといふ立場からは考えられるのです。ですからこれはもう五年後においても赤字がなくなるということは予想しないで、成るべく赤字を少くして行くといふ意味で今度六十円にされたとおつしやるなら、私は了承しますが、結局五カ年計画でこれが全部電報料金はこれによつて、電報料金の取扱に關する限りペイする、収支償うといふ意味じゃないですね。

○政府委員(金光昭君) 五カ年間の電信事業におきます経営の合理化ができて、まして、決して収支ペイするといふところまでは参りません。只今山田委員もおつしやいましたように、特に電報につきましては、山間僻地におきます電報の取扱をいたしてあります。又それらの点につきましては、現在郵政省の特定郵便局に委託してあります。それに対してはやはり必要な委託費として、特定の郵便局におきます電報なり或いは電話事業に必要な経費を郵政省に繰入れておるわけでありまして、それらの山間僻地におきます経営といふものが、電信事業の赤字を生んでおる一番大きな原因でございまして、つまり電報が一日一泊ありまして、とにかくオペレーターなり配達員を置かなければならぬという關係で、電信事業につきましては、世界各國とも大体において、電信事業といふものは収支相償われないわけでございます。それにいたしまして、できるだけこの電信事業においての経営合理化を進め、或いは収入面におきまして、できるだけ合理的な料金を設定する、そのために只今申し上げましたような大区域制の採用といふものも考慮すべきかと存じますが、これらの点につきましては、今回の料金改訂におきましては、なか／＼これは大きな問題でございまして、まだ十分な確信のある結論というものは得られなかつたわけでございますので、今回こういう一三〇程度の値上げといふものとどめたわけでございます。只今山田委員のおつしやいますように、一三〇の値上げで、五カ年後において経営合理化で赤字がなくなるかとおつしやれば、これは到底そういうふうには参らないのではないかと予想しておるわけであり

○新谷寛三郎君 監理官の言われるのはよくわかるのですが、私は曾つて法案を出されるときに、電信と電話と非常に業態が違うから、むしろ電信は郵便と一緒に公社から外して残されたらどうかということを言つたことがあると思うのですけれども、今のあなたの御説明だと、結局そういう点に触れて来ておるのでありますが、極端に言えば、電話加入者が、電電公社に関する限りは電信の赤字を負担しておるといふ恰好になるわけなんです、そうならざるを得ないと思うのですが、それで郵便等について一般会計からの交付金がありますけれども、足りない分は一般会計から補給しておりますね、そ

うものは、やはり現在の段階におきましては、私は電話事業と一緒に経営して行くということが、むしろ電信事業の将来の改善進歩を図り得るのではなからうかと考えておるわけでございます。これは又いろいろ御意見の相違もあるかと思いますが、少くとも今の段階におきましては、この電信事業を切り離しまして、それに現在生じておる赤字を一般会計から補給するということは、理論的にはまさしく正しいかと思いますが、実際上の点で恐らくそれは困難でもあります。又到底実現困難だということで、今回そういうことは考慮いたさなかつた次第でございます。

ますがこれに對してもう少し電報のほうで考えになる余地がないか。

○政府委員(金光昭君) 最近におきま
す電報の利用通数と申しますのは、二
十七年度の通数はむしろ二十六年
度の通数よりも減つてゐるような
状態でございます。又その料金面
から申しましても、漸次サービスの
改善にまいつて至急が普通に移行
するといふようなことで、収入の
面から言ひましても、むしろ減つ
てゐるというふうな状態でござい
まして、これらの点から考え併せ
まして、この際電報の料金の値上
げといふことを大幅にするといふ
ことは、これは大幅にしますとま
す。利用減といふような面も考え
られまして、これは大幅にしますと
ます。利用減といふような面も考
えられまして、これは大幅にします
とます。利用減といふような面も
考えられまして、これは大幅にし
ますとます。利用減といふような
面も考えられまして、これは大幅
にしますとます。利用減といふよ
うな面も考えられまして、これは
大幅にしますとます。利用減とい
ふような面も考えられまして、こ
れは大幅にしますとます。利用減
といふような面も考えられまして
、これは大幅にしますとます。利
用減といふような面も考えられま
して、これは大幅にしますとます。

ことも考えられますので、今回はこの程度にとどめたわけでございます。

○委員長(左義長詮君) 私からお尋ねします。収入全額に余り響かないというお話もございますが、併し基準年度からの他の物価等との関係から申しましても、今おつしやつた範囲が広汎たということはいくつも認めるのですが、電話の値上げに比して余りアンバランスになる。余計電話のほうが目立つようになる。結局それは電報の赤字を背負わされている。どうしても今おつしやつたような広汎な利用範囲であるために忍んで行かなければならんならば、先ほど新谷委員からおつしやつたように、国家として何らかの補給をし

報料金を上げますと通数がむしろ減つて来る。従つて料金を上げてても収支の關係からいつたらば、余り赤字を解消するということには役立たない。而も電報というものは電話と違ひまして、特定の人だけが使うのではなくて、国民全般が使うのでありますから、従つて影響するところも多いので、成るべくそのほうにおいて値上げは差控えるべきではないだらうか。又先ほど山田委員からお尋ねがありました、赤字を解消する何らか目標があるのかというお尋ねでございますが、これは単に我々の目算でありますけれども、五十億の赤字を全部なくすということとは、とてもすぐ見込がない。併し少く

ういうことを電信事業に関しては政府部内で論議せられたことがあるのか。それからそういう方向に向つて進まないと、恐らく山間僻地までも電信が自由にいくということとはなか／＼むづかしい。ます／＼赤字が殖えて来るばかりだということになるだろうと思うのですが、或いはこれは大臣に質問したほうがいいかも知れないのですが、今度の公社の料金値上げの問題に関連して、そういう問題は考えて御覧になりましたか。

○委員長(左藤義詮君) ちよつと私から関連しまして。今度の値上げ一割といふのを、これだけ殖やしたのでございますが、余り小刻みに何遍もやるのも困る、五年計画を立てて、電話の問題を解消しようという御趣旨ですが、ところが一方電話のほうに非常におんぶしてある。電報のほうは今お話の大区域制度というものは御採用にならずに、五年たつても一七七というような赤字が解消する見込みも十分お立てにならず、そうして僅かに一三％、

て、たとえこれを現在の一三％程度を三〇％の値上率といたしましても、それによる利用減というようなものを考え併せれるかと、所期しただけの増収が挙げられるかどうかというようなことも非常に疑問になるといつた面、それから現在においては何にいたしましても、電信電話の総合経営という面からいたしまして、電信におきます赤字というものを電話のはうでカバーするということも或る程度止むを得ないんじゃないかという考えから、できるだけ

てもらう、私はそういうことを公社としてもう少し強く打出していいのじやないか。殊に一月に一通しかない、少ない所でもオペレーターを置く。配達のおる特定局に委託して相当の費用を公社から出してゐる。そういうものに對しては、特定局への費用の負担などはもう少し国に考えてもらふべきじやないか。独立採算である公社として強く要求していいじやないか、かように思うのですが、總裁如何でございます

とも電報の中継を機械化することによつて、五年後においては約十億くらいもの赤字は少くなるといふ見込は立てております。併し大部分の電報の赤字というものは、都会地において生じておるのではなくて、いわゆる農村方面において生じておるのであります。それは郵政省に全部委託しておりますというのであります、特にそういうところは、先ほど監理官が説明した通りに、人件費の問題で、電報一通ありまして人を置いておかなくちゃならんとい

○政府委員(金光昭君) 只今の御質問は大臣から答えるべきことかと思いますが、一応事務当局といたしましては、今回の料金改訂の際に、電信については一般会計から赤字補給というようなものを、赤字補填というようなものを考えたかという御質問でございますが、この点につきましては、電信事業を更に国から赤字を補填するといったような面については考慮はいたさなかつたのでございます。電信事業とい

折角根本的に料金の問題を解消しようとなるならば、余り電話のほうに大きな負担をかけないように、もう少し電信のほうで電報のほうで考慮する余地がないかどうが。余りにも電報のほうはまあ／＼ということにしておいて、そうして非常に反対の多い電話が五円が十円になり、一般から見ると非常に十割値上げだというようなふうに余りにもおんぶし過ぎておるのじやないか、かような感じがいたすのであり

電話に比べますと利用層というのが、
広汎になつております。電報についての
値上率を多少低く定めるといつた面、
それらの点を考え併せまして、一三％
にとどめたわけでございますので、只
今委員長のおつしやるように、勿論電
信のみからみますれば、いまだ少し大幅
の値上げをしてもいいんじゃないかとい
う御意見もあるかと存じますが、収入
を確保するという面から或る程度これ
は限度に來ているのじゃないかという

よう。

○説明員(堀井剛君) 只今の電報料金ににつきましては、本来物価指数から申しまして、電報料金は現在二百倍になつております。電話料金よりも物価指数的には電報料金は上になつております。従つて物価指数という面から見まして、電報料金を上げるとは電話よりも少くなくちやならないということも一つございます。それから先ほど監理官からお答えいたしました通り、電

う羽目になつておりますから、これはその赤字をペイするまで持つて行くということは殆んど困難じやないか。而もこのように郵政省に委託しておるものであるから、郵政省がそのマイナスを背負つて、そうして公社がその赤字を背負わないでいいというお説もあるのですが、これは電報ばかりでなくて、電話そのものにおきまして、農村の僻地におきましてはやはりペイしませぬ。併しこれは公共事業の性格から言

いまして、当然ペイしなくても通信の便益というものはできる限り広く普及するようにしなくちゃならんわけでありますから、これは我々としては、全体の収支のバランスを見て、堪え得る限り公共の利益のために寒村僻地といえども通信の利便を供給して行くという方針をとらざるを得ないのであります。従つてさうな意味から言へば、収支の償わんとすることは国家が補助すべきでないかという今の委員長のお話の通りであります。併し郵政省自体の収支というものを、私も詳しく知りませんけれども、もと／＼郵便自身それだけでいつたならば、必ずしも収支十分償つておるかどうか、或いは簡易保険の、或いは貯金その他のいろ／＼な事務をやつておられるからこそ一応収支関係がバランスするのじやないだらうかというふうに考えますので、やはり関連した事業をやつておる限りにおきましては、その事業の範囲内において収支が償うようにできるだけすべきであります。おの／＼それを分析しまして、これを収支の償わぬところは収支の償うまで料金を改訂するとか、或いはおの／＼業種別によつて独立採算制をやるとかいうようなことになりまして、非常に煩雑になるばかりでなく、却つて利用ということが単なる、公共の性質を失つてしまつて、収益本位の事業の経営ということになる虞れがありますので、我々としては、やはり公共事業としての建前から申しまして、全体としてバランスがとれておる限りは、必ずしも無理に国家から補助してもらわないうべきではないだらうかという考えで料金改訂に臨んだわけでありまして。

○委員長(左藤義詮君) 全体としてのバランスとおつしやいますが、今度お出しになつた電話の値上げに対しては相当、特に五円が十円ということに対しては非常な反対があるわけございまして、さうむやみに押切つてまで、いつまでも電報を相当の費用をかけて機械化しても十億圓くらいしか五年でセーブできない。やはり四十五、六億のものは毎年々々電話のほうに背負つて行かなくちゃならない。それはもう我々としては宿命的だと諦めてゐる。独立採算制になつた公社でも、もうこれは政府に一切要求しない、非常な寛大なお考えの方のようですが、特に今電話は特定の人で電報は利用者が非常に範囲が広汎なんだ、広汎ではあります。が、実際電報なんか打つのは、親が危篤とかいふことで週に一週くらい、電話といふものは使うほうから申しますれば、もう日常の非常な緊要なものになつてゐる。それに非常に大きな負担を負つて、電報のほうはもう宿命的にいつまでもこれで行く、もう少し電報の値上げなり或いは値上げももう少し電話と見合うようにする。それが収入がどうしても少なくて赤字が解消できぬならば、やはり郵政省に対して公社として相当な、すぐ実現するかしんか別は別な、山村僻地までこれを保持して行くための犠牲について国家に対して要求する発言だけはもう少しなすつていいのじやないか。余りにも寛大というか、諦めがよ過ぎるというか、公社として如何でしょう。

○説明員(堀井剛君) 先ほど申しました中にもございます通り、電報の現在の料金が物価指数から言ひまして昭和九年——十一年の物価指数に対して二百倍になつております。従つて今度一割三分上げますと、大体二百二、三十倍になるわけでございます。電話の料金のほうは平均しまして大体百六十倍くらいになるかと思ひます。それを二割五分平均を上げたといひますと、四分の一でございますからまあ二百倍という程度でございます。でありますから、現行料金からの見ますと、電報料金は余り上げ方が足りないじやないかといふことになりまして、けれども、過去における物価指数のベースから考えますと、電報といふものはペイしないペイしないといふので、割合に早く上げてしまつたのでございます。従つてむしろ今度の改訂によつて、電報料金の値上げと電話料金の値上げとが釣合ひがとれるという考え方もございます。そういう意味でございます。

○委員長(左藤義詮君) 彼の書状や葉書或いは都電その他と電報との割合は如何ですか。

○説明員(堀井剛君) 他の書状その他につきましては、これは我々の所管じやないものですから、何とも批評のいたしようがないのであります。ただ我々としては、郵便料金が封書も葉書も三百三十三倍になつておる。従つて我々の料金はこれに比較して非常に安過ぎますから上げて頂きたいという根拠にはいたしたけれども、そのの当否といふことになりまして、これはどうも政府全体の問題でありまして、我々公社の者としてましてガス料金が高過ぎるとか、電燈料金が安過ぎるとか或いは水道料金が云々というやうなところまで批判する力もありませんし、又その権限もないのでござい

○委員長(左藤義詮君) 私の申上げますのは、電報と今電話とを御比較になつたのですが、私は同じような電報と書状、葉書等と、二百倍とおつしやいまして、比べますれば、電話が遅れていることはこれは又別でございましてけれども、必ずしも電報をもう少し余計上げるということはそんなに御遠慮なさる必要がないのじやないか。どうして御遠慮なさるならば、私は何か国として補給を考へてもらうべきじやないか。私はもう少し公社として腰を強く要求なすつていいのじやないかと思ひます。

○山田節男君 今左藤委員長が質問されることをどういうふうに理解をしてみたらどうですか。公社が今電信電話公社として一つの独立採算で参られておるのであります。そういう点から昨年の八月から約一年間公社経営をやつてみると、電報取扱が公社としてプラスになつておるかどうか。これはただ単に収支の赤字云々という意味ではなくて、何かその電報取扱が電話公社にプラスになつておる点があるかどうか。それから今度は逆に電信電話公社が電報を扱つておるがために、若し政府でやつたら今度は七十円か八十円かに上げなければならぬが、公社においては今度電話料金でカバーするやうな余力があるから一割三分で、まあ赤字でありながらも、とにかく将来の計画で、できるだけ少くするやうな漸減式の方策を持つておられますから、電報料金を六十円にするのだという、こういうやうなことが言えるかどうかといふ、そういう考え方でどうですか。実際電報料金が公社にあらゆる面においてマイナスじやないかというように思ひますが、何か経営者のほうでプラスの面があるのかないのか、経営者の面から考へて、逆に利用者は公社がやつておるために値上げは今度一割三分で済むが、政府がやつた場合にはこれが更に十割或いは十五割値上げておつたのじやないか。そこに今の質問の起る理由があると思ひます。ですから総裁として、一年間おやりになつて、非常に電報が宿命的な赤字で御迷惑だ、こういうやうな今の見方です。これが電信電話公社にもプラスし、国家的にもこれがプラス、公社で経営しておるためにプラスしておる点があるか。そういう面からも今の問題を考へてみたらどうかと思ひます。

○説明員(堀井剛君) 強いて収入上からいつてプラスといふのは、まあちよつと考へられませんが、併し御承知の通り、電信と電話といふものはターミナルな設備こそ違ひますけれども、中間の線ではこれは全く共用されておるのであります。従つてこれを二つの事業体に分割するといふことになると、財産の分割が殆んどできなくなつて、電信電話は宿命的とは申しながら、設備の点からいつて不可分だという状態になつております。これを分離してやつておるのアメリカだけでございまして、世界各国どこでも電信電話は共用しておる。設備の關係上アメリカのやり方は、これは設備は全部A・T・Tでやつておる。そうして、それを電信公社が設備を借りて運営しておるやうな状態になつております。ですから若し強いて分割すれば、設備は公社がやつて、或いは郵政省がそのターミナルなところだけ使われるということになるわけ

ありますが、これは地方へ行きますと、そういうことはいいのですけれども、中都市以上になりますと、どうしても電報と電話とが一緒の現業局でやる場合が多いのであります。そこに違つた公務員とこのちの人が一緒にいるというところは、やはりいろいろなトラブルが起りますから、現在でも待遇問題その他については自然いろいろ比較が起ります、そういう意味からいって我々は止むを得ない場合は、ほかの電信と電話が不可分のものであるという見地からして、公社がやつておるのが至当だという考えでおります。ただ先ほど委員長が言われましたように、電報はマイナスであるからして、国策そのマナナスに対して補償すべきではないか、それに対しては強く要求すべきではないかという御意見に対しては、我々は多少諦めと申しますか、もうそういうものだという観念をしておりますので、未だ曾つてさうなことにいつて国家が補償すべきであるという強い要求を出したこともありませんし、まあ電報それ自身の性格から言ひまして、我々は電話のほうで補給していいのじやないかと考えておるのであります。

○山田節男君 その公社にする場合に、公社とすれば、飽くまで独立採算制であつて、国会が二度も決議した、電話の普及というのを、電報のことまでは我々は言つていない。電話のことを言つて、二度も衆議院、参議院は決議をやつてゐる。ですからこれはまあ宿命的なそういう赤字の一つの連れ子を持つて経営しなければならぬという、總裁の言われることもこれはわかりますが、問題は、日本の電話を如何

に普及してサービスをよくするかということの解決策として公社にしたわけなんです。ですからこの電報というものは、飽くまでそういうように宿命的に赤字のものであるということになれば、これはもう私は一つのポスト・サービスとして、電報と郵便の配達というもののについてはむしろ国営でやるほうが、それは今の線を共用してゐる点があつても、それはやはり政府と公社との何か施設共用に関する特別契約ができる。そうしてやれば、公社自体のサービスを普及というところに専念ができて、そういう赤字のできるよう、結局のほうのものを背負つてやるよりか、電話プロパーでおやりになつたほうが非常にやりやすいじやないか。これは一カ年間の總決算のあとを数字的に検討して見ればわかると思ひます。いずれ公社として今のよう話も出るわけですが、値上げについて電報が一三%というやうな、こういうやうな非常にリザーヴされた、遠慮された値上げのされ方をすると、今のやうな不審が出て来るわけですから、だから電報というものは、もう五年たつても六年たつても赤字になれないということになれば、これは公社の一つのマイナスの部分であるということ、これは言えるわけですね。

○説明員(梶井剛君) 電報が日本に始められたのは明治二年であります。電話は明治二十三年でありますから、その間に約二十年ばかり差異があります。従つて電報というものは、文化的施設から見ましてだん／＼将来においては伸びない運命を持つてゐる。電話によつて代わられて行くべき運命を持つております。従つて我々としてしましては、将来において電話がだん／＼普及して来ますと、電報も多くの田舎の所では電話で送通されてしまふ。そうしますと、特殊のオペレーターは要らなくなるということになつて、電報それ自身としてはたとえ赤字でありましても、電話によつてまあ救われて行くといふ、一つのまあ悪い例でありまされども、人力車がだん／＼すたれて行つて自動車になつて行くといふやうな一つの運命を持つております。従つて、それを切離して、捨子にしていふといふことは非常に工合が悪く、ことじやないだらうか。殊に設備が共用されておる関係もありまして、やはり電報それ自身が赤字でありまして、できるだけの赤字は、先ほど申しましたやうに、少くするといふことに努力することによりまして、そうして成るべく値上率を大きくしないといふ方法をとるより仕方がないのじやないかと考えております。同じことばかり繰返しておるやうであります。

○山田節男君 これは何故かといふことを申上げるかといふと、電通省から電信電話、国内電報とそれから電話を取つて、そうして、国際部門だけのいわゆる国際電信電話株式会社にしてしまつて、国際電信電話といひますか、そのほうはこれは黒字な経営を持つておるのですが、それとして、それを今度切離して、株式会社にして、国内の電信電話だけを公社にするこの出発点に論争があつたわけですね。ですから今でも国際電信電話がやはり公社の一部であれば、これ又黒字ですから、これはもうアメリカは御承知のやうに、

I・T・アンド・T、A・T・アンド・T、これはもう国際ケーブルを扱つておる。それで電信電話が相当ペイしておるわけですね。ところが、この場合はもう明らかにそういうチャンスがあつたにかかわらず、国際電信電話株式会社に、そうして儲からん電信だけはこの国内の公社にこれをくつ付け、そこに非常に大きな論争があつたわけですね。ですから、そのときに、さつき新谷君が言われたやうに、電報もこれはペイしない。アメリカのウェスターン・ユニオンを見ても、我々としては非常に困つた。今のやうに値上げはできない。そこで最低数字料金制度を設けることによつて事実上値上げをするといふことで、私がおつたときに連邦通信委員会をやつたものです。ですからそういうものから見ると、これは電話を一生懸命やらなければならぬ。こういう赤字の宿命的な経営体を持つて行くといふことはどうかといふ実は議論もあつたわけですね。ところがこうしていふ／＼公社が電報事業を一緒にやることになつて、一年足らずたつてみて、やや一年たつたときになつて電報料金を上げなければならぬ。而も数字を見ると、料金引上率について非常に遠慮をしてゐる。そこで、今左藤委員長が言われたやうな、一面これはあなたの公社に対する同情といふのですか、そういう方面から私は言われた意見だと思ふ。これはやはり立法當時もこのことは憂えておつたことが果して現実化し、又五年、七年かたつてもできぬとおつしやるから、それならばその料金を思い切つてもう三割ぐらゐ上げて、五割ぐらゐにしたらどうかといふ考えが出るわけですね。

そういう趣旨で委員長も言つておられるだらうと思ふ。ですからこれは電報を引離すといふところでは、法律をそのままにしてできるわけではないのですから、やはりこれは宿命的な赤字形態を持つておるという問題を、値上げとか、或いは経営体の問題が起きたときに参考になると思つて金光君に質問したわけですね。その確認だけで私は満足します。

○久保等君 ちよつと資料の中でお尋ねしたいのですが、市外通話料で、現行と改訂の一覧表みたいなものを頂いておるのですが、その中で、まあ十キロ、二十キロ、三十キロといふやうに細かく区分して、現行と改訂といふやうに分けてあるのですが、そのうち、一番距離の短かい十キロ、それから二十キロ、三十キロ、四十キロ、六十キロといふ最初の所の改訂料金中、即時、準即時通話の区間の夜間における通話料の所がプランクになつておるのですけれどもね、資料によりますとプランクになつておりますが、これは一体どういふことなんですか。要するに改訂の通話料は幾らになるのかおわかりになりますか。更に引續いて、同じやはり改訂即時、準即時通話区間の所の、最後のほうの、四百七十キロ以下の所については、改訂料金は現行のまあ待時通話区間に突はなつておるわけですので、この点は現行の即時、準即時通話区間の料金よりもむしろ遙かに安くして、待時通話区間と同じく、夜間における即時、準即時区間の料金は同じになつておるわけですが、このことは、当然昼間における通話が夜間のこゝろいつた時間に利用せられて

たのだから、一つ前の指数の一倍半を加えたもので均衡を得るじやないかとという一種の俗論と言うか、常識論が出る。ところが實際見てみると、一番問題の中心である今の内国電報、これが、一割三分が据置ということになって、又度數制の使用料が八分八厘というのが調整ができておつたのが、五割三分六厘という値上げ、そうするとこれはとにかく五倍以上の率よりも多くなるといつたようなことで、数字を見ますと、一割案の場合は、度數制の使用料でとにかく八億七千万円しか増収を圖らなかつたものが、二割五分になつてから四十七億円、八カ月ですか、八

月から以降という計算にすると相当大きなものになる。三分の一ばかり加わるということになる。相当これは均衡の問題があると思う。前のがよければ今度は非常に悪いと思うし、今度のがよければ前の一割は杜撰じやないかというような大ざつばな見方がされる虞れがあるのじやないかと思う。そこで一つこの問題について、これは前のは適当であつたかも知らんが、どうも収入を図る上においては仕方がなく大きな率がかかるのだというこの区別に

ついてそれから電報料に関する限りは、内国電報は今拝聴したので大意意味はわかったのですが、そこらはどうなものでしょうか。特にこの市外通話の問題と度数制の問題、これは大きな項目でございまして、前よりは相当飛躍しておるように思うのですが、そこをちよつと説明をお願いしたい。

○政府委員(金光昭君) 只今のお尋ねでございますが、勿論料金改訂をやる場合には、各種の料金につきましての

いろいろな料金体系或いはバランスというようなことを考える必要があるわけでごさいますし、又一方におきまして正確な原価計算から新しい料金というものを打立てるといつたことが理想ではございまして、一方現在のような状態におきましては、やはりそういった理想と同時に、片方におきましては現実には大体どの程度の増収を図らなくちやいかんかといったような面も又一つめんどにせざるを得ないという状態でございまして、そこで前回の案におきましては、大体一割程度の増収を図るということから参りますと、電報につきましては今御指摘のように一三%、前の案で参りますとこの市内の度敷制の料金或いは均一使用の料金が八・八なり話のほうはそれに比べて一七・八%、それをずつと平均して行きますと約一割程度の増収ということに相成るわけでごさいます。ところが今回は、先般来いりく／＼と大臣その他から説明いたしましたように、大体二割五分の増収を図るといふことになりまして、一割案のときと二割五分案のときに必ずしも大体その一五%アップといったような形では、それ／＼の料金というものがバランスがとれるとも言い切れないわけでごさいますし、又かた／＼度敷制等につきましては、先ほども御説明申し上げましたように、五円のもの途中の中間の案にするといつた面では、技術的な面についても相当な困難があるといふことで、これはどうしても五円のものには十円にせざるを得ない。それらの点から参りますとまあ一割案と相当各種の料金のパーセンテージというものが、比率が違つておると

いうことに相成るわけでごさいます。一応大体この二割五分の増収を図るとしまして、先ほど申し上げましたような市内と市外とのバランスも或る程度考へるといつたようなことから参りますと、具体的に出したパーセンテージから見ますと、相当こういつたような開きが出て参るわけでごさいます。まあ一応二割五分の案というものをめんどにいたしまして、それ／＼の料金で大体権衡をとるといふことになりまして、こういつたようなことになりながらざるを得ないのじやないかといふことで出た数字でございまして。

○津島壽一君 今の、適宜このところへは幾ら行けといふような調子でやつたといふことになるのです。目分量でこのぐらゐの金が必要からこゝは一つこのぐらゐの金をやろう、こういふような考え方のように思ふのです。そこにいろいろな意見を呼び起すことができていふのじやないかと思ふ。それでまあ例を申しますと、これは十分研究してないのですが、例えば基本料金、東京ですが、この前の案では建て方が、基本料金を上げる。併し今の六十回といふものはその基本料金を含んだもので、度敷制の料金はからんといい一つの大きな変更が今度のはありますね。前の分は、一割二分の時分には、基本料金を上げるがやはり度敷制は据置で五円ずつ取ろうといふことで、六十回までは無料にするといふことはなかつたわけですね。それで若しそうだとすると、何といふか、今電話をたびたび使用している人とそうでない者との間に負担の権衡というものはどうだろうかといふ問題が起つて来るのじやなかろうか。基本料金を上げられたが

片方は無料になる。今までは一回五円は少くとも取られた、六十回やると三百円という基本料金以外の通話料を取られるわけですね。上げる額は三百円以下で、今度基本料金を上げて六十回はただやれるといふことになると、六十回使う人はむしろ少したつたといふような計算もこれは出せ出るのじやなかろうかと思ふのです。そこで権衡問題がここに大きく起つて来るといふようなところもあるし、又細部に検討すれば、いわゆる権衡の問題といふものが大きくいろいろな点にあるんじやないかといふことを想像するので、願わくは一つ権衡は比較的にうまく行つていふのだと……、それは簡単に誰でも納得するような権衡を得ているといふ説明はなか／＼むずかしいと思ふのですが、私の聞きたいのは、これでも、実際の営業上の多年の経験なり、加入者のいろいろなことからいって、これは非常に権衡を得ているのだといふ説明を十分にお願ひしたいので、この分はこのぐらゐに上げた、これはこのぐらゐに上げたといふ意味じやなしに、それをよく納得の行くように一つ、今日でなくてもいいのですが、そうすればはつきりするのじやないかといふように考えます。

それから、或いは意見になるかも知れませんが、さつきの電報料の問題ですが、これは一割の時分でも一三%、今度二割五分になつても、ほかは随分上つても一割三分に据置き、収入五億しか増えないのだ、本年度においてはほかのやつは何十億だ、こういふふうになるのは、どうもこれは権衡を得ていないように思ふ。そこで先ほど来たい御意見を承りまして私どもだん／＼

わかつて来たような気がするのです。が、電報料の値を上げると内国電報は一方利用率が非常に減るから、値上げしても増収の目的は達せられないかも知れません、利用率の減少が多いから、これはやつて見んとわからんと思ふのですが、最近電報を使うより速達とか或いは遠距離の場合において、今日出すと明日着くといふことで、だん／＼利用率が、航空郵便がでればさらに移行する傾向があるのじやないか。電報そのものは二十六年以来余り増さない。だん／＼減つて来るという傾向があるのに、料金を上げないでのもつと増さうといふようなことを考える必要もないので、極端なことを言えれば、公正な料金を取つてそれで減つたらもう仕方ない。それは非常に採算上悪いなら経費を節約すると、取扱件数が少くなればそれだけいわゆる人件費というか、経費の節減もあるのだから、利用率の減と同時に一方経費減もあるのだから、だん／＼大きな赤字を電電公社としてこの面から少くして行かなければならん。そうでなければ、前回の案を見ましても収入増一割で五十二億しか取れない案を出した。ところが今聞いて見ると電報の収支で五十六億とかという赤字がある。あの赤字を補填するために一割の増収を図つた。見方によれば一割増収で五十億の増収を埋合せてとん／＼にしたのではないかとも言われる。そういうことは、今山田委員その他の委員からおつしやつたように、どうしても根本的に御研究になる必要がある。私はそこで、まだ意見を述べるのは早いのですが、権

衡問題からいつて何とかやれないものかと思ふ。それで例えばこれを一割三分の率を据置くという代りに、これは山田委員の意見を付度してのなんです。が、十字までを一つの単位にして、これを十円上げて六十円にしようといふのだけれども、十五字までを一電報の単位にして、十五字以内は七十円取ることにする。それで、十字以下の人は損をするかも知れませんが、恐らく十字以下は少いでしょう。我々の電報でも十字で足りるのは少い。十五字とかその上にちよつと書きたいくらいなので十から……、そこで十字を単位にしないで十五字単位にして、それを七十円とすれば、五字出した者も七十円取られる。要するに何とかしてもう少し色を付けて、赤字を払拭して行くといふように、一時にこの機会にしないで、今のよう大きな赤字を消して行く。そういうふうな考え方で今の電報料金については他との権衡問題ももう少し考へになる余地はないものかといふことをお聞きしたいのですが。

○説明員(吉沢武雄君) 実は先ほど十字まで六十円とする、累加料金の据置の案と、それ以外の案の話がございまして、その過程におきまして、十五字を六十円としまして、累加料を十五円にするという案も考へて見たのです。そうしますと現在の七十七円のは大体二十三字半といふことで、普通で行きますと九十円になりまして、値上率が一八%になります。なお、もう一つの案を考へました。それは基本料は十字までを五十円とする。累加料のほうも十円を十五円にする。こういふふうな問題も出ました。このほうはやや値上率が低く一七%、そこでいづれの案に

いたしても、只今の原案よりも四
%乃至五%の値上げがある。そこで電
報の利用率というところが一番問題にな
ります。この程度で果して利用が減少
しないか、こういう問題を考えました
際におきまして、最近の電報の通数の
傾向を見まして相当響きがあるのでは
なからうか。即ち利用減が二%乃至三
%、或いはそれよりも殖えるというこ
とになりますと、増収を見合う額とい
うものは確保できないのではないかと、
こういうようなことが考えられて来ま
す。なおこの航空運達におきまして
も、今度の国会でたしか思い切った値
上げをしております。たしか書状三十
五円、葉書のほうは三十円、こういう
ことになりましたと、この電報の有力な
競争相手でございますそのほうに移行
するのが相当あるというようなことも
考えまして、仮に料率を上げまして
も実際の増収には役に立たないというよ
うなことを考えますと共に、以上のよ
うに一三%上げということにしまし
て、現在の十字までを六十円といたし
まして、あとは据置くという案に落着
いたのであります。なお電報につきま
しては、詳しくいろいろ原価計算を
始めております。現在におきまして電
報の経費の占める割合は人件費が非常
に多いのであります。ベリス・アッ
プ前におきましては、二十七年の十一
月前には人件費の占める割合は六一・
七、八%、ところがベリス・アップ後は
六八・五%ぐらいい上つたわけであり
ます。従つて電報の経費というものは
人件費が非常に嵩む、これの経費を如
何に節約するかということにかかつて
合理化になるものと考えるのでありま
す。

そこでこの一三%値上げは一体どう
いうふうなことになるかというところで
ございまして、二十七年決算はまだ
仔細に済んでおりませんが、大体見込
みますというところ、値上げをしないと仮
定すれば、二十八年年度におきまして
七十二億程度の赤字になる見込になり
ます。仮に一三%の値上げをして行き
ますと六十四、五億の赤字になる。
こんなふうには実は推測を立てておりま
す。

○久保等君 今の一割、流産予算では
一割値上げを考へておつたのが今度
二割五分になつたということ、やは
り一般国民の受ける印象は何かしら割
切れないものがあるのじやないかと
御質問も関連すると思つたのです
が、流産予算では一応一般会計、大蔵
省のほうから四十億のいわば借入金
を見込んでおつたのですが、それが今度
はゼロになつておるわけで、その
方針の変更については後日特に郵政大
臣あたりの御出席を願つて御質問をし
たいと思つたのですが、この四十億が果
して妥当であつたかどうか問題があ
ります。昨年の昭和二十七年年度の借
入金は百三十億だつたと思ひますが、
そういうようなことで昨年は百三十
億、流産予算では四十億、今度はゼロ
になつたということ、考へてみた場合
に、特に今度の昭和二十八年年度の予算
については、政府は当初は四十億の借
入を考へておつたやつを、今度はゼロ
にしたというところについては、少く
もこれは方針の変更が、昭和二十八年
度の予算編成に當つて態度の変更があ
つたことは事実なのですが、四十億の
数字が妥当かどうかは別として、それ
ともその方針の変更によつて、それ

だけのものが当然一割五分の料金値
上げのところに加算されて来た、しわ
寄せされて来たという結果が出て来
たというところは覆うべくもない事実な
のですが、そういう四十億という
数字の内容は別としても、四十億の借
入金を変更して、要するに返上してし
まつて、それで料金値上げにそれをア
ラスして行つたということそのもの
が、これは提案して来ておるからには
これは妥当性がある、そのほうが妥当
だといふふうに考へて出されたのだと
は思ふのですけれども、併しどうもそ
ういう考へ方については簡単には実
理解できない問題があるわけなので
す。その点特に公社での考へ方とい
うものをもう少し一理解されるよう
な御答弁を願ひたいと思つたので、い
づれ特にこれは政府当局の大蔵大臣、
むしろ郵政大臣あたりにお聞きしたほ
うがより明確になると思つたので、
併し公社が果してそういうことにつ
いての妥当性を、どういう理論的な根拠
に基づいて削られたのか、そのあたりを
一つ御答弁を願ひたいと思つたので
す。

○政府委員(庄司新治君) これは別に
理論的根拠があつたわけではありませ
ん。この前の解散になりました国会に
提出した建設予算が四百六十一億、そ
の四百六十一億にはまるようになつた
だけでありまして、従つて、而もそれ
が四百六十一億が十分もう、四カ月の
暫定予算を経た後に、本予算として暫
定予算を含めて四百六十一億というこ
とになりましたから、平年とよほど趣
を異にしておりますし、而も理論的根
拠がなく、むしろ国家の財政の都合
上四十億が削られたんだという以外に
は、お答えが私のほうとしてはできな
いのでございまして。なお郵政大臣の御意
見は……。

○久保等君 まあそれはだから料金値
上げといふふうな問題になつて来る
と、非常に恒久的な勿論論使用者に対
する負担になつて来るわけですね。従つて
四十億の昭和二十八年年度における借入
という問題は、これは二十八年年度の抵
減計画の一端をなすいわば本年度限り
の問題だと思つたのですが、そこにそ
ういった問題を料金値上げという形に転
嫁すること自体が妥当かどうか、これ
は理論的根拠というよりも妥当かどう
かという問題は、これは只今の御説明
では実は御説明になつておらないと
考へるのですがね。金がなくなつて、
下らないのでそれを料金に求めに行
つたんだということになれば、事實は
まさにその通りかも知らんのですが
ね。併し少くも料金値上げという問題
になつて来るに及ばず影響は勿論非常
に深刻であるし、又非常に重大な問
題だと思つたのですが、従つてただ単に
資金操作が困難なので、これを料金値
上げといふところに求めて来たんだと
いうことでは非常に料金値上げの根拠
としては、理由としては非常に薄弱に
なつて来ると思つたのですが、まあそ
らをお尋ねしたいと思つたのですが、
十分なお答えの用意がなければ、特に
私のお伺ひしたいのは勿論郵政大臣或
いは大蔵大臣等の政府当局の考へ方、
公社の経営という内部的な問題以上に
政府の通信事業に対する態度は根本的
に關連する問題ですから或いは御答弁
願わなくても結構ですが、私のお聞き
したいのはそういう点だつたのです
が……。

○説明員(堀井剛君) 公社としまし
て、予算編成に際して提出しました料
金値上げの根本の理由は、五カ年計画
を立てました結果、将来におきまして
利子及び債券取扱費の増加のため或
は昭和二十七年年度末における預金部資
金借入金を二十九年に返済するものと
しての基金並びに二十八年年度以降の募
集せられるところの社債その他減債基
金の積立てておくものとするならば
どれだけの資金が必要なのか、又五カ
年後におきましては我々は加入者に負
担してもらつておる社債並びに預金部
資金を借入れないという形に持つて行
くためには、現在の料金ではできな
い。又減債償却が非常に不足して今日
までやつておりましたので、減債償却
を正規にやるとするならばどれだけの料
金の値上げを必要とするかというよう
なことを各項目につきまして計算した
結果、料金値上げといつたしましては増
収率が二割七分四厘一毛という数字が
出ましたのです。従つて我々は二割七
分四厘一毛の料金値上げを必要とする
というところを出したわけでありまし
て、本年度だけの問題ではなく将来平
年のときのことを考へてやつたわけ
でございます。さつき申し上げましたよ
うに、本年四百六十一億といふのはこれ
は解散された国会に提出された予算
のまゝを形作るために今のような四十
億が減らされたといふだけのことであ
りまして、将来のことを考へますれば
現在の料金では社債も返還がでない
し、又利子も払ふことができない。又
減債償却も十分にできない、又大蔵省
から借入れておる金も永久に返済する
ことができないというふうな経理状態
でありますので、これを改善するため

にどうしても今日において料金改訂をしなかつたならば、将来においてやになくちやならんし、又その場合においては一時に資金を必要としますから、どうしてもその値上げの率が極度に高くなる虞れがある。むしろ今日からして十分五カ年計画に應じて漸次積立て行つて、社債返還時期になつたならばそれを遅滞なく返還する経営目標を立てなければいかんという意味で料金値上げを出したわけでありましたが、ただ本年度だけは今申上げましたように、国家財政の都合上によつて四十億というものは削られておりますけれども、我々としてはこの四十億というものが来年度においても必要としないという意味では毛頭ないであります。

○久保尊君 まあそういう特に四十億という数字的な問題をどうこう言つておるわけじゃないのですが、まあ少くとも政府の公社の経営に対する考え方というものがいわば純然たる独立独立歩で一つやつて行つたらいじやないかという態度に少くとも流産予算以上に強く出ているという印象は藏うべくもなかつたのですが、そういう点についてまあ政府からの借入金に対しても年六分乃至はそれ以上のものに近いところの利子を払わなければならんのはこれは当然なんです。併しそのこと自体も果して当然かどうかという問題になつて来ると、遡つて通信事業というものの対する政府の従来の施策、そういうものを考へ併せて行つた場合には、相当通信事業に対して政府が積極的な援助政策というものをとつても、必ずしも不当に電気通信事業に一般からの予算を繰入れたという不当のそしりを免かれないんじゃないかという理由も

一面においてはあつたわけですが、それによつて考へてみても昭和九年に特別会計になつて昭和十九年、約十一年間における一般会計へのこれは純然たる繰入ですが、この繰入等を考へても十二億数千円、今日の貨幣価値にすれば約二千数百億程度になるかも知れませんが、そういうふうな金が電気通信事業から引揚げられて行つた、こういう経過もあるとするならば、少くとも……而も政府は昨年の八月一日から公社法を発足させたというその意図の中からは、何とか一つ通信事業というものをこの際思い切つて一つ抜本的な、従来の四苦八苦の電気通信事業というものを建て直そう、企業の自主性というものを認め、企業といわば融通性を持たせると同時に、ただ単に融通性を持たせたらうと行くだろつたというのではなくて、それに対する十分な援助というものも考へて然るべきだと思ふ。昭和二十八年年度の予算が、当面の予算で、当面の予算というよりは最初の本年度予算であるだけに、そういうものの裏付けもここに具体的に示されるのが至当だと考へるのですが、その場合流産予算で考へておつた程度のものすら、むしろ僅か二、三カ月の日の経過によつてそれよりもむしろ一歩なり半歩なり後退するといふ消極政策に転換しておるのじやないか。これがむしろ具体的に大衆電話料金にして国民大衆に相当重大な影響を及ぼすのですが、そういう方向に切替えて行くといふことは相当重大な問題だと考へる。従つてそのこと自体によつてもたらされる財政的時期的面から多い少ないよりも、基本的な考へ方そのものに私は相当重要視される問題があ

るのじやないかと考へます。そういう点で只今申上げておるのですから、四十億の金を差当つて辻褄を合せるといふ考へ方よりも、その考へ方そのものに流産予算当時以上に、むしろ消極的な面が具体的に現れておるといふことを痛感するわけです。そういう点で御質問を申上げたのですが、いざ又郵政大臣等政府に対する考へ方を特にこの際十分に私は糾明しておきたいというふうな考へるわけです。従つて今申上げた点は別に他意があつたわけではありませんが、御質問はそういう意味で御質問申上げたわけですから、後日又……この問題についてなお質問を保留しておきたいと思ひます。

○委員(左義典君) ちよつと先ほどの、技術的に五円を十円にしないといふ、途中では困るというお話があつたのですが、どういふことでございませうか。例へばたくさん使ふ人には通減して七円にするとか八円にするといふことは非常に技術的に不可能なのか、困難なのか、手数料がかかるのか、どういふことですか。

○説明員(吉沢武雄君) 先ほど政府委員から技術的に困ると申上げたのはこういう意味だろつたと思ふのです。それは度数が局によつて違ふであらうといふことは技術上当然です。例を先ほどお示し申上げましたように、ゾーン、メーター、システムと申しますもので、市内度数の料金の倍率によつて加算される。従つて両局間で仮に五円、或いは十円の度数があつたとすれば、両局間の市外通話の料金は、ゾーン、メーターである場合は両局間で料金が変わるという結果になるから技術上困るということになります。仮に一律にどこも五円或いは八円、十円という

ことはその設備技術上の問題ではありませんが、要するに手数料が非常にかかり、計算が非常に不便を来すといふ点が考へられるわけでありませう。技術上の点については根本的に支障はないのであります。ただこの五円が十円になるといふことにつきましては、先ほども御説明がありました通り、改訂料金の問題もございませう。又葉書が五円で片道通話、往復通話なら電話のほうにスビードもありませんので、十円ではどうかというふうなこともあり、その他の物価の基準年度の比較から考へまして十円をとつたのであります。その点につきましては十分御了解願ひたいと思ひます。

○山田節男君 電報料金の問題はほかの委員から質問があるかも知れませんが、そのほかのことで梶井総裁に御質問したいことがあるのですが、よろしうございませうか。

○委員(左義典君) どうぞ。

○山田節男君 電報公社なり監理官でもないのですけれども、地方の都市で新しく合併したりして電話局がまちまちになつて市内で市外電話を使つておる。いわゆる電話局の統合問題、これは各市の相当多くが電話局の統合を非常に要求しておるわけですが、これを見ますと電話局の統合について、電報公社の社債を持つてということになつて来ると思ふのですが、これも五千万とか六千万とか社債を持つて、そうして市が持ち、地元の銀行が持ち、或いは更に一般加入者が負担して何とか早く電話局の統合をやりたい。ところが御承知のように地方財政は非常に逼迫しておるがために、例へば六千万円の場合、二千万円市が負担してくれ、電話公債を持つて、こつたつてもなか

てない実情にあるのです。これは電報公社としてもそういうふうな電話局の統合問題、これを不合理であるから、飽くまで合理的な立場に立つて一日も早くそうしてもらいたいと思ふのです。電報公社としても資金のないといふこともよくわかるのです。併しこの電話局の統合問題については電報公社の社債を持たなければ絶対やらないという建前なのかどうか、どういふふうになつておるのですか。

○説明員(梶井剛君) 同一都市において二つの局がありまして、それが市外通話をしておるという所は全国に非常に数多くありまして、我々としてそれは同じ行政区画において市外通話をすることはよろしくないもので、できるだけ早くこれを同一電話局区域にしたいという方針でやつております。併し何分にも数の多いことでありますので、今順を追つてやつて行かざるを得なくなつております。従つて二十八年年度においても二十七年年度の工事がすでに延びたのであります。足立、本所、深川の向うなども加入区域内に導入しました。併しこれも別に社債を持つてもらつておるのではございません。本来ならば社債を持つて頂かなくともやるべきだと私は考へております。ただその土地におきまして非常にその要望が強く順序を待つていられない、もつと早くして欲しいといふ、来年中にやつてくれという御要望がありました。併し、我々としては判断して順序が三年先である、にもかかわらず二年繰上げてくれという御要望がありました。併し、何分にも統合をするためには従来の磁石式が二つあるので、これをそのまま

統合してそれを若し一挙に共電式とか磁石式とかのキヤパシチの大きな設備を持ちまして統合するより仕方がない。そうするとその新設の経費が非常にかなり増します。従つてそれに対して或る程度の社債を持つて頂けますというのを申上げておる程度であります。それに對して市町村が御同意下さつて、それではこれだけの社債を持つてということになりますとそれを繰上げてやつておるといふ意味であります。

○山田節男君 そうしますと地方の都市では、私は殆んどそういう市内で市外電話をかけておる所は殆んど皆全部が一日も早く全般的に市内通話にしてもらいたいという要望は痛烈なものがあると思ひます。そういたしますと電電公社で大体順位と言いますか、それをつけておられるわけですか、例えば広島市とか呉市とか潮来市とかちやんと順位がついていて、これ／＼の順位のものは二カ年先になればつけられるということ、すでに電電公社には順位ができておりますか。

○説明員(梶井剛君) 大体五カ年計画におきましてそういう順位を作つてございます。何年にはどこ／＼というように、それはその都市の状況等を地方の通信局において十分調べまして、そしてその順位を一応つけておるわけでありまして、ただやかましく言われたから繰上げるという意味では毛頭ないのであります。

○山田節男君 もう一つ、これは衆議院にもあるのですが、参議院でも西日本、本の水害対策の緊急特別委員会を作つて、本日は日本国有鉄道公社も含めての緊急対策ということの説明を求め、

それについての予算措置というものが今国会で考えられておるわけですが、この電電公社に關しても私は相当被害があるだろうと思ひますし、それから報告があつたように思ひましたが、私出席しておりましたので知らないのですが、こういう鉄道公社あたりの電話よりも、もつと緊急性を持つておるかも知れませんが、電電公社の管内の事務においての西日本の被害、これは甚大なものがあると思ひます。が、それに対する緊急対策というものは、電電公社と郵政省限りにおいて早急に回復しつゝあるのですかどうか、この点を伺ひたい。

○説明員(梶井剛君) これは先日お尋ねがありました、取りあへず我々には出水の元のように回復する應急の措置をいたしましては約二カ年の間にそれをやるという計画の下に現地に於いて着々進めております。併しこれは根本的な復旧ではありませんが、臨時の措置に過ぎませんから、あとの根本的な回復につきましては目下被害程度を現地で調査しております。大体我々の推測といたしましては十五億乃至二十億の損害であります。現在本予算が成立いたしますと予備費が十億ございまして、従つてその十億を以て直ちに措置しよう、若しそれで不足する場合におきましては、或いは補正予算であるとか、或いは来年度予算である。いずれにしても我々は本復旧をやる、こう考へるのであります。

○久保等君 関連してちよつと御質問をしますが、水害対策の問題は先般建設大臣が現地に行つて歸つて来て被害状況の報告も参議院のほうでもなされ

たのですが、非常に今度の水害による通信の被害も甚大なものなんです。特別に何らのその中には報告も載つておらなかつたが、勿論これは公社が中心になつて強力にこれに対する対策を進めておられるわけですから、そういう点で特別危惧を感じるわけではないのだけれども、やはり建設省あたりとの関連性も相当ある面があると思ひます。そういった面との緊密な連絡その他は十分なされておると思ひます。が、たま／＼先般の参議院における報告等をお聞きしても、鉄道の被害等については相当、報告は建設大臣のほうからなされたのですが、特に政府内部において通信というもののについての対策として何かやはり多少専門的な、而も表面的にはちよつと見てはわからないというか、比較的交通と通信という場合、若干それに対する考え方の開きもあるのじやないかという点が若干危惧される面があるので、特に水害に基く被害についての通信に対する対策等については、横の連絡等について遺憾のないような措置を特にとつて頂く必要があるのではないかと、いふうに考へるので、その点のどのような連絡をとつておられるのか、お聞きしたいと思ひます。

それからも一つ、さつきの山田委員からの御質問とも多少関係があると思ひますが、電通の場合には局舎の問題がこれは非常に重要な問題で、現在これに対する対策に腐心しておられると思ひますが、どこへ行つても、中央へ行つて一番に現場を見て直感されることは、局舎が非常に狭隘であつてみたり、或いは又狭隘の度を越して日常の運営にも非常に支障を來たして

おるといふ面が多々あるわけですが、更にもう少しひどいものになつて来る、従業員の生命の保障という点について、何か一旦事があつた場合には、その生命の安全も保障したいというふうな所、例えば火災があつたような場合に非常口も何もない、袋路みたいな奥のほうに局舎があつて、局舎が袋路にあるわけじやありませんが、出口が袋路のほうにあつて、一旦火事でもあつたときには避難しなければいけないというふうな局舎、これは特に郵政省あたりの局舎を共用しておるといふところが多いわけですが、そういうところとか、それから使用に堪えなくなつたので郵政省の従業員は、他に適當な局舎を造つてそちらへ行つたが、多少あつた場所が従来よりは広くなつたけれども、その代りにはつつかい棒をしておるといふような非常に危なかつた局舎になつておるといふことも、これはまゝ見受けるというわけですが、これは全国的に非常に多い事例なのですが、こういう局舎問題は当然通信の良好なサービスを提供するという大前提になる問題だと思ひますが、そういう点で局舎の問題は例の五カ年計画の中にも当然これは含めて考へておられると思ひし、局舎はただ単に局舎だけの改築ということではなくして、当然それに伴う電話なら電話の方式変更というふうなことも密接に相互関連して計画を立てなければならぬ問題ですから、そういう拡張計画の問題とも相当密接な関係があると思ひます。併し局舎問題だけを考へてみまします場合に、今言つた方式変更とか、或いは通信の改良という問題より以上に非常に重要な問題として、

而も全国広範囲に現在宿題として課せられおると思ひますが、この局舎問題についても、やはり五カ年計画の中には、一応五カ年たてばそういう局舎は全然なくなつてしまふという考へ方の上にあつた拡張改良計画を立てておられるのかどうか、これを御質問したいと思ひます。そこで更に附言いたしますと、仮に五年後に全然そういう局舎はなくなつてしまふのだということをお前提にしても、なお且つ年々、郵政からの所管になつておる現在の特定局ですが、この特定局がだん／＼と直轄化されて、電電公社の直管と言ひますが、直轄になつて来るわけですが、そういう場合には局舎の問題は例外なく電通で當然考へなければならぬという問題が年々附加されて来る運命にあると思ひます。それだけに現在の計画では一応どうやら満足に局舎の需要が満たされたとしても、なお且つそういう問題が今後に残つて来ると思ひます。ですからそれだけに当面少くとも現在直轄化されているすべての電報電話局、これに対する局舎問題ははつきりと、例えば五カ年計画なら五カ年計画という中で完全にこれが解消できるような強力な対策を立てないことには、局舎問題がいつまでたつても解決しないということになると思ひます。この問題に対する具体的な局舎問題を私は中心にして御質問申し上げておるのですが、当然それには拡張改良も通信方式変更の問題に関連があると思ひますが、局舎問題についてどういう対策を立てておられるのか御質問いたしたいと思ひます。以上二点御答弁願ひたいと思ひます。

○説明員(梶井剛君) 先ほどの水害対

第十四部 電気通信委員会會議録第七号 昭和二十八年七月六日 【参議院】

策について政府当局とどういう連絡を
しておるかというお尋ねであります
が、これは福岡に水害対策本部ができ
ておりまして、そこにこちらから保全
局長を派遣いたしまして連絡をとりつ
つあります。ただ鉄道に比較いたしま
すと金額が少いせいですが、新聞紙上
なんか余り出なかつたりしておりま
す。現在は絶えずこつちの被害状況を
対策本部と連絡をしておりますから、
今後は遺憾なく行くだろうと考えてお
ります。

それから第二の局舎問題ですが、局
舎はおつしやる通りに相当腐朽してお
る分もあります。又先ほどの特定局の
ように非常に狭隘で、而も隘路に入つ
ておるといふような所もある。これは
今まで電信電話事業の復旧拡張につ
きましては、できるだけ早く復旧し、で
きるだけ多く希望を達するようとい
うことで、基礎的な工事が自然あと廻
りになってしまつたというきらいがあ
ります。従つて今後の五カ年
計画におきましては将来の行詰りを打
開して、そうして基礎的な工事をやら
なくちやいかん、そうしないとこれは
結局においてどうにもこうにもならな
くなるだろうという予想の下に計画を
立てておりますので、局舎問題につ
いても十分考慮を払つてやつておりま
す。併し今おつしやりました通りに理
想的に全部の局舎を直すというよう
なことは、これは非常な経費を要するこ
とでありまして、やはり順を追うてや
らなければならぬので、五カ年計
画を遂行いたしました際に全部解消す
るかどうかということにつきまして
は、やや困難だと我々は思います。併
し五カ年計画の中におきましては、特

に局舎の問題は相当強く考えてやつて
おります。で御承知の通り現在重要な
電報局でさえも木造でできておつた
り、或いは大都市の電話局で、例え
神戸の葺合の局のごときが木造ででき
ておつたり、火災の際において、その
通信施設が全部焼失するといふような
ことになりまして、今後におきま
すには、そういう重要な局は全部コン
クリートで建築するといふような方針を
とつて、又将来の計を十分に考へて、
あとで建てたり模様替えしたりする
といふことを極力避けるように、初めか
ら長期の計画を考へて建築するよう
に、いふふうな指示をいたしてござ
います。

○政府委員(金光昭君) 只今の第一点
の水害対策についてでございますが、災
害の対策委員会の中央の本部のほう
と、それから現地の福岡にできました
大野国務大臣が行つておられます現地
の本部との両方に、郵政省からも、そ
れぞれ関係官が委員、幹事等であつて
おります。又現地には特に電気通信関
係として私のほうの関係官も派遣いた
しまして、それと公社と緊密に連絡
をとりまして、情報交換等については
遺憾のないように努めております。た
だ関係官を現地に派遣いたしましたの
は、大野国務大臣が行かれたときでござ
いますので、建設大臣の際にはそ
の人々を派遣しておらなかつたので、
多少連絡に欠けた点があるかと存じま
すが、現在において十分中央及び現
地において連絡をとつております。

○久保等君 なるほど局長の問題に
関連して少しはつきりとお聞きし
たいと思うのですが、局舎の特に新築
という点になつて来ると、土地の問
題、土地の買収という問題が非常に重
要な問題になつて来るわけなんです
が、土地を手に入れるといふことは、
これは限りある土地だし、且つ又場所
がおのずからその市における非常に便
利な所というふうなことで限定せられ
て来る関係から、これが一年早いか、
一年遅いかといふことによつて取り返
しのつかないような、まあ立地的な条
件の非常に大きな差異が出て来ると思
います。そういう点で局舎を新築する
といふことになつて来ると、その前に
土地の買収を当然何年か前にやるとい
うことで、手を打たれておられるよう
でありますけれども、併しその土地買
収、せめて局舎が一挙にできなければ
土地の買収といふような問題だけにつ
いても、これは当然独立庁舎が、電報
電話局という形で独立してれば必
要なわけ、土地買収について一体ど
の程度の具体的な計画と見込を立てて
おられるのか。それから局舎の問題に
しても、只今でき得る限りさういつた
方面に重点を置いてやるのだと言われ
ているのですが、五カ年計画で大体ど
の程度までの需要を、まあ大まかなと
ころ何%くらいまでの需要を満たし得
る程度の計画を立てておられるのか、
その辺も少し何かはつきりお答えを
願えればお願いしたいと思うのです。

○説明員(堀井剛君) 運輸局長からお
答へいたします。

○説明員(田辺正君) お答えいたしま
す。五カ年計画でどのくらい局舎を立
てる計画かというお尋ねでございます
が、大体見当をいたしまして我々のほ
うから考えまして先ほどお話のよう
に非常に建物が高くなつて、そして危
いもの、或いは建物は保ちまして
も交換台が一ぱいになつてしまいま
して、どうしても設備を殖やすために
局舎を増築しなければならぬといふ
ようなものの大体半分程度しか実行で
きないといふ状況であります。勿論お
話のように非常に危険を生ずるとい
ふようなもの、そういうものにつきま
しては、これはもう一番先にやるとい
うわけでありまして、大体全体の数を
申しますと、半数をちよつと越した程度
といふふうな考へておるのであります。
それからもう一つは土地の買収の問
題であります。勿論お話のように土
地といふものは、殊に大都市におきま
しては、買おうと思つても買えませ
ん。従いまして買ふことができる時期
に買わねばならぬわけでありまして
が、これは程度問題でありまして、そ
れぞれ具体的の場合につきまして、い
ろいろな状況を考えて決定いたし
ておるわけでありまして、と申します
のは、現在実は以前に土地を買いまし
てからすでに数年たちまして、なお局
舎が建たないといふものが相当ござ
います。これは勿論当時すでにその土地
を買つておかなければ、今日において
はその土地を買ふことが不可能であつ
たものも無論あると思ひますけれど
も、必ずしもそのすべてがさうでない
とも考えられます。従つて金を成るべ
く寝かせないといふ趣旨から考えま
すといふと、まあその辺の呼吸と申し
ますか、緩急と申しますか、その辺を
よく考えまして、これはどうしてもこ
際買わなければ非常に困るというよう
なものも無論ありますが、これは少し
延ばしてもよろしいといふふうなもの
は慌てて買わないといふふうな二つ一

つの場合によつて適当に決定するよう
にいたしておるわけでありまして。

○久保等君 今の土地の問題なんです
が、だから土地の場合にはさういつた
特別に不経済な買収の方をするような
買収をするほど土地の買収費だけは実
は資金に余裕があるとは考えられない
わけですから、緊急止むを得ないとい
うから重点的に土地の買収にしてもや
つておると思うのですが、ただ経済安
動といふことを念頭に置きながら、若
干のプランクが局舎が新築されるま
の間にあることは、これは止むを得な
いと思つたのですが、土地の買収自体も
従つて五年後には局舎の問題より以上
に土地の方は買収率が高いと思つた
のです。それでどの程度の土地の買収が大体
できるか、このパーセンテージも大
よその見当はおわかりになりませんか。

○説明員(田辺正君) 只今の数字は
持合せておりませんが、ここでお答
えすることはできませんが、我々とい
たしましては土地の買収の難易とい
うことは、これは非常に場所によつ
て違ふと思つておるわけです。まあ大
都市は一般的に申しまして極めて困難
であります。併し地方の小都市にお
きましては、その町の広さ、例えばう
しろがすぐ山であるとか、そして都市
の発展の余地が非常に狭いといふよう
な状況におきましては、これは非常に
土地を得ることが困難であります。そ
んなような状況に併せまして、大体
我々が局舎を建てて参るときに必要な
土地は必ず入手できるというふうなこ
とをめぐらしたしまして決定をいたし
ておるわけでありまして。

○久保等君 ちよつと御答弁がはつき
りしないのですが、五カ年計画を一応

完遂したときには、電報電話局に必要な土地というものは大体どの程度確保されていることになるのか、それが必要な独立局舎に対する六〇%か七〇%か八〇%か知らんけれども、大体どの程度くらい確保できる見通しなのか、勿論確保する場合には、大都市における土地の買収の可能性、それから中都市、小都市、田舎という場合とは、これは勿論入手の困難性というものはおのずから差があると思うのです。そういう細かい内容は別として、大体必要な局舎の敷地、それが五カ年計画の中ではどの程度の土地の買収をしたいかという率と大体の見通しですが、今局舎問題が五〇%できるだろうという程度だつたのですが、土地の場合についてどの程度のことを見込んでおるのか、その点をお聞きしておるのです。

○説明員(田辺正君) 五カ年間計画で我々が建てたいと考えておる局舎の分は、これは全部買収するつもりでありますし、又買収可能だと思ひます。五カ年計画を終りましたときを考えますと、それだけでは十分でありまして、六年目或いは七年目の土地も入手しておかなければならないということもございします。それは大体どういうようになりまして、これは今から数字で以てお答えすることはできませんけれども、そういう状況で考えておるわけでありまして。

○久保等君 それじや念を押します、要するに五カ年計画の最終時には、土地の買収については少くとも一応全部確保しておく方針だということですね。

○説明員(田辺正君) 私の申上げた点

がちよつと不明瞭でありましたからもう一遍言い直しますが、先ほど申し上げましたように、我々のほうでどうしてもし局舎を建てなければならんと考えておりますものの、そのうちの半数をちよつと越した程度のものは、建てられと思つております。従つて必要な局舎には当然地面が必要でありますからして、当然必要な土地は必ず買ふことになるわけでありまして。その必要なものは必ず確保するつもりでありますし、又確保できると考えております。五カ年計画が終りましたときを考えますと、六年目、七年目になお計画を立てなければならんから、六年目、七年目、八年目ということを考えまして、五カ年計画を終りましたときには、六年目七年目に必要な土地は手に入れるということを考えております。

○委員長(左藤義隆君) 本日はこれにて散会いたしと思ひますが、明日午後四時から日本放送協会の視察を行いたいと存じますので万障お繰合せ御出席を願ひます。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時二十九分散会

七月四日本委員会に左の事件を付託された。
一、香川県富田村外三箇村を区域とする電報電話直轄局設置に関する請願(第一二二〇号)
一、大阪府歌垣郵便局の電報配達事務開始に関する請願(第一三三二四号)
一、電話料金引上げ反対に関する請願(第一五三七号)

第一二二〇号 昭和二十八年六月十九日受理
香川県富田村外三箇村を区域とする電報電話直轄局設置に関する請願
請願者 香川県大川郡富田村 長 松岡弥三郎外七名

紹介議員 久保 等君
香川県石田、富田、松尾、神前四箇村を区域とする電報電話の直轄局設置方について電々公社に種々陳情の結果、四国電気通信局長から提示された案に對し承諾の上、早速その実現方を要請したが、いまだ具体化の様相がなく、地元においては通信施設が不十分なため電話の新加入がきず不便を感じてゐるから、既に地元の受入れ態勢決定を考慮せられ、すみやかに本施設を具体化せられたいとの請願。

第一三三二四号 昭和二十八年六月十二日受理
大阪府歌垣郵便局の電報配達事務開始に関する請願
請願者 大阪府豊能郡歌垣村 長 山田武次外二名
紹介議員 龜田 得治 久保 等君

大阪府歌垣郵便局は、電報配達事務開始に關し、關係各方面に再三再四請願してゐるが、歌垣村および田尻村の電報配達区域である既設局も両村民の便益上歌垣局に区域の変更を望んでゐるから、本郵便局がすみやかに電報配達事務を開始できるよう措置を講ぜられたいとの請願。

第一五三七号 昭和二十八年六月二十五日受理
電話料金引上げ反対に関する請願

請願者 東京都中央区兜町一ノ二日本証券業協会連合会内 小池厚之助外一名
紹介議員 黒川 武雄君

電話料金の引上げ案はすでに閣議を通過し、近く国会に附議されるよしてであるが、本案は国民経済に對しきわめて重要性を有するものであるから、(一)負担の公正を欠き将来に悪例を残すものであること、(二)利用度の高い電話に對してその使用を制約することになり、合理的な運賃制に逆行すること、(三)財界に重大な悪影響を与えること等の理由により本案に對し絶対反対するとともに建設に必要な資金の調達については杜撰の發行、政府資金の運用、新加入への電話割当等の代案の再検討を行われたいとの請願。

昭和二十八年七月十七日印刷

昭和二十八年七月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局